

次世代育成支援対策推進法対応

～一般事業主行動計画作成・実施・運用サポートサービス～

平成23年4月1日から、101人以上の労働者を常時雇用する事業主は、次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出る義務があります（現在は、301人以上）。また、常時雇用する労働者が100人以下の事業主も、一般事業主行動計画の策定・届出・公表・周知に努力することが義務化されます。私たちは、社内に10数名の社会保険労務士を擁するコンサルティング&アウトソーシング会社です（内5名は（財）21世紀職業財団認定セクハラ・パワハラ防止コンサルタント）。4月1日の労基法、6月30日の育児・介護休業法の大改正への対応はもちろんのこと、企業イメージや人材獲得等に大きな効果の期待できる一般事業主行動計画の策定・実施、さらには運用をお手伝いいたします。

「一般事業主行動計画」とは？

企業が、「従業員の仕事と家庭の両立を図るための雇用環境や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などの取り組みを行うための計画」です。

ポイント

1. 6月30日施行の改正育児・介護休業法の内容を取り入れる必要があります！
2. 認定マーク取得・育児介護雇用安定等助成金等を同時活用するのが有効です。
3. 育児介護短時間勤務者の給与・賞与・評価等周辺制度の整備も必要です。

その他提供サービス内容

項目	内容
1. 経営者、人事、総務担当者の労務相談窓口	メール、電話、FAXによる相談、ニュースレター等による情報提供
2. 社内諸規程類の整備の相談	改正労基法、改正育児休業法等々に対応した就業規則、関連する賃金規程、退職金規程、その他諸規程・労使協定の作成、見直し
3. 労災申請、傷病手当金申請を含めた、労働保険・社会保険関係の手続き代行	役所提出書類を作成する際のアドバイス(or 作成・提出代行)、申請・提出した手続きの履歴管理、その他給付案件の手続き、入社退社手続き
4. 評価、賃金退職金等社内人事制度、職場環境整備相談(セミナー研修の企画・運営を含む)	就業規則、賃金制度、評価制度、残業時間削減、次世代育成支援(行動計画)、名ばかり管理職対応、各種ハラスメント対応、運用フォロー、新入社員研修・マナー研修・評価者研修・管理職研修等も
5. 給与計算業務	
6. 企業買収・合併・事業譲渡に伴うデューデリジェンス、労務監査、IPO支援、人事労務におけるコンサルティング業務	

※ 労働・社会保険関係諸手続業務等社会保険労務士法に定める業務に関しては、担当社会保険労務士が業務を行います。

東京エイチアールマネージメント
ソリューションズ合同会社

〒113-0033 東京都文京区本郷3-42-5 ポア本郷ビル10F
TEL 03-6801-8123 FAX 03-3813-7088
ホームページ：<http://www.tokyo-hr.com> E-mail:info@tokyo-hr.com

お問い合わせ申込書 下記、ご記入の上、お気軽にメール、FAX又は電話でお問い合わせ下さい。資料送付もいたします。

電子メール：info@tokyo-hr.com FAX：03-3813-7088

TEL：03-6801-8123 (担当社会保険労務士 川崎、岡、佐藤)

貴社名		代表者名	
従業員数	正社員 人:パート等 人	業種	
電話番号		住所	〒
FAX番号		Eメールアドレス	@
ご希望の連絡方法	メール・FAX・電話・資料郵送のみ希望	ご担当者様氏名	様

今回特にご興味をお持ちの点 (例: 育児介護休業法改正対応):

※ご記入いただいた情報は第三者への委託・提供は致しません。今後 FAX がご不要の場合には、誠に恐れ入りますが、FAX 番号をご記入の上ご返信ください。